

災害時の相互応援に関する協定書

備後圏域連携協議会を組織する市町（以下「協定市町」という。）は、いずれかの協定市町の区域内において災害が発生し、被害を受けた場合に、被害を受けた協定市町（以下「被災市町」という。）の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない協定市町が、相互に応援協力し、被災市町の応急対策及び復旧対策を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市町の区域内に災害が発生し、被災市町独自では十分に被災地の救援等応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の趣旨にのっとり、相互の応援を円滑に遂行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請等）

第2条 協定市町は、被災市町から応援の要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り、応援を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に被災市町における被害が甚大と認められる場合においては、協定市町は、災害の状況等を把握し、独自の判断で必要な応援を行うものとする。この場合には、同項の要請があったものとみなすものとする。

（応援の種類）

第3条 この協定における応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 救援活動等に必要な車両、舟艇及び資機材の提供
- (5) 被災者を一時収容するための施設（以下「避難施設」という。）の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

（応援要請の窓口）

第4条 協定市町は、あらかじめこの協定に関する連絡担当部局を定め、相互に通知するとともに、災害が生じたときは、必要な情報を速やかに提供するものとする。

（応援要請の手続等）

第5条 応援を要請する場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、協定市町に対し災害応援要請書（以下「要請書」という。）を提出するものとする。
ただし、要請書を提出するいとまがないと認められるときは、前条に定める協定市町の連絡担当部局を通じて、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

- （1） 被害の状況
- （2） 必要とする物資及び資機材の品名並びに数量
- （3） 必要とする職員の職種別人員及び派遣期間
- （4） 応援を必要とする区域並びに受入地点及び受入地点への経路
- （5） 避難施設に収容を要する被災者の状況及び人数並びに避難施設の提供を必要とする期間
- （6） 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町の負担とする。

- 2 応援を受けた被災市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた被災市町から要請があった場合には、応援した協定市町は一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（連絡会議の設置）

第7条 この協定に基づき、災害時の相互応援が円滑に行われるよう、備後圏域自治体防災連絡会議を設置し、災害時の相互応援について定期的に研究及び協議を行うものとする。

（他の協定との関係）

第8条 この協定は、協定市町が別に締結した災害時の相互応援に関する協定その他災害応援に関して定められた他の手続を排除するものではない。

（その他）

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協定市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書 9 通を作成し、各協定市町が記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

2024 年（令和 6 年） 4 月 1 日

三原市長

岡 田 吉 弘

尾道市長

平 谷 祐 宏

福山市長

枝 広 直 幹

府中市長

小 野 申 人

竹原市長

今 榮 敏 彦

世羅町長

奥 田 正 和

神石高原町長

入 江 嘉 則

笠岡市長

小 林 嘉 文

井原市長

大 舌 勲

応援経費の負担基準

1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

災害時の相互応援に関する協定第6条第1項に定める経費のうち、第3条第3号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を受けた被災市町が負担する経費の額は、応援をした協定市町の規程により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援をした協定市町の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市町が、応援を受けた被災市町への往復の途中において生じたものについては応援をした協定市町が賠償の責めに任ずる。
- (4) (3)に掲げるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援を受けた被災市町及び応援をした協定市町が協議して定める。

2 経費の一時繰替支弁等

- (1) 応援をした協定市町は、第6条第2項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、応援を受けた被災市町に請求する。

区 分	経 費
第3条第1号及び第2号の物資に係るもの	購入費及び輸送費
第3条第1号及び第2号並びに第4号の資機材（同条第4号の車両、舟艇を含む。）に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
第3条第3号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費
第3条第5号の施設の提供に係るもの	借上料
第3条第6号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1)の請求は、応援をした協定市町の市町長名による請求書により、連絡担当部局を経由して応援を受けた被災市町の市町長に請求するものとする。
- (3) (1)及び(2)により難しいときは、応援を受けた被災市町及び応援をした協定市町が協議して定める。